

地域部会の手引き

[平成 20 年度版]



1. 地域部会を立ち上げよう！

地域部会は、地域に居住している方や、地域で福祉に取り組んでいる方が参加し、地域の福祉課題について参加者同士で意見を交換する場です。

地域部会の活動の中でまとめられた意見は、地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定において、地域の中の重要な意見として取り扱われることとなります。

地域部会の活動の期間は6月～9月までです。9月末には各地域部会において活動のまとめを行うこととなりますが、期間中にどの程度活動をするかについては、各地域部会で自由に決めることができます。

まずは地域の方に声をかけ、活動に参加できる方を集めて、地域部会を立ち上げましょう。



2. 活動するテーマを決めよう！

活動するテーマは、地域福祉に関するものであれば自由。アンケート調査の結果を参考にしながら、地域の福祉課題はどんなことなのか、考えてみましょう。

参考として、高齢者福祉・介護予防・障がい者福祉・子育てなどの分野別テーマや、地域での見守り体制・相談支援体制、ボランティアに参加する仕組みづくりなどの全体的テーマがあります。

グループに分かれ、地域の中でどんなテーマについて取り組む必要があるのか、話し合ってみましょう。テーマの候補がいくつか出てきたら、その中で最初に取り組むテーマを決めましょう。

《参考》社会福祉法第107条に規定されている事項

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3. グループを作って活動を始めよう！

取り組むテーマが決まったら、テーマ別に6～8人ほどのグループに分かれて話し合いを始めましょう。

話し合いを行うにあたって大切なことは、まずお互いのことを知って、参加者全員で話しやすい雰囲気を作ることです。最初は、簡単な自己紹介から始めてみてください。

自己紹介が済んだら、テーマについての自分の意見を発言してみましょう。自分と違う意見もたくさん出てくるかもしれませんが、個人によって意見が違うのは、自然なことです。どんな考え方や意見があるのか、お互いを尊重しながら参加者同士で意見を交換しましょう。グループでの意見交換については、時間などのルールを事前に決めて、メリハリのある活動を行いましょう。

1つのテーマについての話し合いが熟したら、グループメンバーを入れ替えて、新しいテーマに取り組みましょう。同じ地域に住んでいる人との交流も、地域部会の目標の1つです。

地域部会の最も重要なことは、参加者同士で話し合い、意見を交換することです。お互いのことを知り、意見を尊重して、参加者全員で話しやすい雰囲気を作りましょう。

4. わからないことは調べてみよう！

テーマについての話し合いを行う中でわからないことや知らないことが出てきたら、調べてみることも大切な活動の1つです。

地域部会の活動内容は、各地域部会において自由に決めることができます。必要に応じて、ヒヤリング調査を行ったり、地域内でアンケート調査を行ったりすることもできます。また、地域部会の活動を行う前に、個人的に新聞やインターネットを使って情報を集めることもできます。

各地域部会の活動目標に合わせて、無理のない範囲で活動を実施しましょう。

5. 部会長、副部会長を決めよう！

地域部会参加者の顔と名前が一致したら、部会長と副部会長を1名ずつ選びましょう。

部会長と副部会長の主な仕事は、参加者の意見を聞きながら活動日程を決定することと、和気あいあいと話し合いができる雰囲気作りに努めることです。無理のない日程で楽しく地域部会の活動ができるように、部会長、副部会長に協力しましょう。

6. 開催方法を工夫しよう！

地域部会は各地域部会で活動日や活動時間帯を自由に決めることができます。活動日や活動時間帯を工夫することで、多くの方が参加できるようになるかもしれません。

地域の意向をより強く反映したものにするためには、多くの世代の方が参加できるように工夫することが必要です。地域部会の活動期間は、6月～9月末までですが、この期間は、夏休みの期間にもあたります。地域の行事や学校の行事に合わせて開催するなど、開催方法も工夫しましょう。

7. 話し合ったことをまとめよう！

話し合いが終わったら、どんなテーマについて、どんな話し合いが行われたのか、全体でまとめてみましょう。まとめるときには、意見を1つに集約する必要はありません。どんなところに着目して意見が分かれているのかを話し合ってみましょう。

地域部会の中でまとめられた意見は、地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定に生かされると同時に、今後、地域福祉活動を進めるための重要な意見となります。

《地域部会についての問合せ先》



【揖斐川町社会福祉課】

郵便番号 501-0692

住 所 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地

T E L 0585-22-2111

F A X 0585-22-4496



【揖斐川町高齢福祉課】

郵便番号 501-0603

住 所 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方 193 番地

T E L 0585-23-1341

F A X 0585-23-1967

【揖斐川町社会福祉協議会】

郵便番号 501-0603

住 所 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方 193 番地

T E L 0585-23-0411

F A X 0585-23-1678